

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、当該日が休日である場合に限り翌日)

鳥取県告示第三百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年4月十五日

鳥取県知事 平林鴻三

| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
|---------|---------------|------------|
| 富永眼科医院 | 米子市富士見町二丁目一七二 | 昭和五十五年4月一日 |
| 山中歯科医院 | 倉吉市下田中三三九一 | " |

昭和五十五年4月七日

◇選管告示

- 選挙管理委員会の招集
- 開発行為に関する工事の完了
- 収入証紙の小売りさばき人の廢止

鳥取県告示第三百三十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

告示

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年四月十五日

| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
|----------|---------------|------------|
| 富永眼科医院 | 米子市富士見町二丁目一七二 | 昭和五十五年四月一日 |
| 申出の都道府県名 | | 申出の年月日 |
| 山中歯科医院 | 倉吉市下田中三三九一一 | " |
| 南家医院 | 境港市渡町一四八〇 | 昭和五十五年四月七日 |

鳥取県告示第三百四十号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（古用瀬地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十一号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（古用瀬地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良（下佐貫大智谷地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第三百四十二号

河原町から申請のあつた町営土地改良（湯谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県告示第三百四十三号

河原町から申請のあつた町営土地改良（棚組地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十五号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（山路地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十六号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（花原地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

智頭町から申請のあつた町営土地改良（久志谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可

三

鳥取県告示第三百四十七号

氣高町から申請のあつた町営土地改良（常松地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覽に供する書類
換地計画書の写し

二

縦覽に供する期間
昭和五十五年四月十六日から二十日間

三

縦覽に供する場所
鹿野町役場

鳥取県告示第三百四十八号

河原町から申請のあつた町営土地改良（湯谷地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百五十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年三月十七日付けで鹿野町から申請のあつた河内地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条

一 解除予定に係る保安林の所在場所

の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

米子市夜見町字砂濱三、三〇九八の一、三〇九九の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十一号
測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業地域

鳥取市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、八東町及び若桜町

三 終了年月日

昭和五十五年三月十日

鳥取県告示第三百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十月八日鳥取県指令受米土維第千百三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市一本木九四九番地

山陰住研株式会社

代表取締役 杉 山 明 尚

鳥取県告示第三百五十三号

次のとおり収入証紙の小買りさばき人の廢止があつたので告示する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日

昭和五十五年三月十一日

住 所 気高郡気高町大字八幡

氏 名 鳥取県職員労働組合
東部支部浜村保健所分会長

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和五十五年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時

昭和五十五年四月二十一日(月) 午前十一時

二場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題

不在者投票管理者をおくことのできる老人ホームの指定について